

## 岩倉市産前・産後サポーター派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中又は出産後の心身の不調や育児不安を抱える妊産婦及び多胎児家庭（以下「妊産婦等」という。）に対して、家事、育児支援等の支援者（以下「サポーター」という。）を派遣する岩倉市産前・産後サポーター派遣事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 妊婦 妊娠中で母子健康手帳の交付を受けた者
- (2) 多胎児家庭 2歳未満の子（多胎児に限る。）がある家庭  
(事業の委託)

第3条 市長は、適切な事業の運営が確保できると認められる者（以下「受託事業者」という。）に事業を委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業は、受託事業者が派遣するサポーターが、妊産婦等の家庭において、次に掲げるサービスを行うことにより実施するものとする。

- (1) 家事援助に関すること
  - ア 食事の準備及び片付け
  - イ 居住等の清掃及び整理整頓
  - ウ 衣類の洗濯
  - エ 生活必需品の買い物
  - オ その他市長が特に必要と認める家事
- (2) 育児援助に関すること
  - ア 食事及び授乳介助

イ おむつ交換

ウ 沐浴介助

エ その他市長が特に必要と認める必要な育児

(対象者)

第5条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者であって、市内に住所を有するものとする。

(1) 妊婦又は産後16週以内の者であって、心身の不調等により家事又は育児を行うことが困難であり、かつ、日中支援者がいないもの

(2) 多胎妊婦

(3) 生後2歳未満の多胎児を養育する保護者

(利用期間)

第6条 事業を利用することができる期間は、母子健康手帳の交付を受けた日から産後16週以内までとする。ただし、多胎児においては2歳に達する日までとする。

(事業の利用時間等)

第7条 事業は、次に掲げる日以外の日において実施するものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 事業を利用することができる時間数の上限は、産前20時間、産後40時間(多胎児家庭は100時間)とし、1日につき1時間単位で4時間以内とし、1日1回を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(登録申請)

第8条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、岩倉市産前・産後サポーター派遣事業利用登録申請書(様式第

1) を市長に提出しなければならない。

(登録の決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、岩倉市産前・産後サポーター派遣事業利用（承認・不承認）通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(利用日時の調整及び報告)

第10条 前条の規定により事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が事業を利用するときは、当該利用の日時を受託事業者と直接調整するものとする。

2 受託事業者は、利用が決定したときには、利用日時を市に報告するものとする。

(利用の変更又は中止)

第11条 利用者は、事業の利用日時を変更し、又は事業の利用を中止しようとするときは、変更し、又は中止しようとする利用日の前日（当該日が受託事業者の休業日にあたる場合は、その前営業日）の午後5時までに、受託事業者にその旨を連絡しなければならない。

(利用料等)

第12条 利用者は、利用料を事業者に直接支払うものとする。

2 事業の利用料は、1時間につき660円を負担しなければならない。ただし、利用者の世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は市民税非課税世帯のときは、当該負担を要しないものとする。

3 利用者は、自己の都合により前条に規定する日時までに受託事業者に連絡することなく事業の利用を中止した場合は、当該事業に要する費用に相当する額を受託事業者に支払わなければならない。

(実績報告及び費用の請求等)

第13条 受託事業者は、事業の実施状況を1月ごとに取りまとめ、岩倉市産前・産後サポーター派遣事業実績報告書（様式第

3) に事業の実施内容を確認できる書類を添えて、当該事業を実施した月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

2 受託事業者は、前項の報告に合わせて、事業を実施した月分の事業に要した費用から、利用者から徴収した利用料を控除した額を、市長に請求するものとする。

3 市長は、第1項の報告及び前項の請求を受けたときは、受託事業者に対し、委託料を支払うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。